

有料化に関する質問と回答

【申込】

Q 1 利用の申込みは、いつからいつまですることができるか

A 1 公民館は、使用する日の3日前まで申込できます。農村環境改善センターは、使用する日の2ヶ月前から7日前までの予約ができます。各公民館等の利用予約状況については、市のHPにも掲載されていますので申込時の参考にして下さい。

【使用料】

Q 2 利用料金は、前払いか

A 2 原則、公民館使用承認申請書を提出したときに前もって支払ってください。電話にて仮予約を行った団体は、利用時に料金を支払うことも可能です。

Q 3 利用申請の際に、前払いで利用料金をいただいていた方が利用をキャンセルした場合の使用料は返還されるか

A 3 止むを得ない理由がある場合は、返還します。

Q 4 止むを得ない理由とは

A 4 新型コロナウイルスにより公民館（コミュニティセンター）が臨時休館する場合、天災（大雪等）により公民館が休館した場合などです。

Q 5 定期利用している団体からの料金の收受方法は

A 5 その都度払う方法と、1ヶ月分まとめて払う方法のどちらでもよいこととします。なおまとめて支払う場合は当該月分のみとしてください。（複数月分のまとめ払いは不可）

Q 6 利用時間が予定より短くなった場合（3時間で申請したものが、2時間で終了した場合）、料金を返還してもらえるのか。

A 6 事前に利用料金を支払っている場合、返還することはできません。

Q 7 冷暖房料金については、季節に応じた料金設定となっているのか、それとも使用した場合のみ払うことになっているのか。また、機器の老朽化により、温度調整がうまくできない場合でも冷暖房料金を支払わなければならないのか

A 7 冷暖房料については、使用した場合のみ支払っていただくこととします。また、機器が老朽化している場合でも、電気代や灯油代がかかるため、利用される部屋の2割相当（10円未満切り捨て）の支払をお願いします。

Q 8 スポーツ少年団の活動は会議室も減免となるが、スポ少の保護者会で使用した場合は料金を払うのか

A 8 保護者会の場合は、料金をお支払いください。

Q 9 部屋にエアコン設備がついていなく、夏場に扇風機を使用した場合の冷暖房料はかかるか

A 9 通常の部屋の使用料に含まれるものとして、冷暖房料は徴収しないこととします。

【使用時間】

Q10 1時間に満たない利用はどのように取り扱うか

A10 1時間として料金を支払っていただきます。

(例：使用時間が2時間15分の場合、3時間分の料金となります。)

Q11 準備の時間は、利用時間に含まれるのか

A11 含まれます。利用時間は準備と後片付けの時間を含めた時間で利用申請してもらう必要があります。

Q12 部屋の使用時間と、冷暖房料の使用時間が異なる場合の取扱いは、どのようにすればいいか（例えば会議の初めにだけエアコンをつけた場合など）

A12 冷暖房料については、部屋の使用時間と同じ時間分の料金を支払っていただきます。

【使用料の減免】

Q13 地域活動として利用する地域振興会や区長会も免除団体登録申請書の提出が必要か

A13 地域振興会に属する団体は、地域活動として使用するため団体登録は不要です。

Q14 国や県が利用する場合、減免は適用されないのか

A14 国や県が事業の説明会等で使用する場合は料金が必要です。(減免は、適用されません。)

Q15 大人のスポーツサークルの体育館の使用は、減免の対象にならないのか

A15 全て有料となります。小中学校体育館と旧小学校体育館が有料となりますので同じ扱いとなります。ただし、振興会等の地域活動及び子どもたちのスポーツ少年団が利用する場合は減免となります。